

# 高砂市道路位置指定基準

令和4年4月1日

# 高砂市道路位置指定基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）について必要な事項を定め、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(指定道路の基準)

第2 指定道路は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、昭和45年建設省告示第1837号、高砂市建築基準法施行細則（平成12年高砂市規則第3号）、高砂市開発指導要綱（平成元年高砂市訓令第19号）及び高砂市開発技術指導基準（以下「指導基準」という。）の規定によるもののほか、この基準によるものとする。

(用語の定義)

第3 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 接続道路 指定道路が接続する既存道路をいい、法第42条に規定する道路をいう。
- (2) 指定敷地 指定道路をもって建築物の建築の用に供する土地をいう。
- (3) 団地 指定道路の区域に指定敷地の区域を加えた区域をいう。
- (4) 幅員 道路敷の幅員（ただし、法面等を除く。）をいう。（幅員の測定方法は別図1による。）
- (5) 有効幅員 幅員のうち、通行上支障のある段差、突起物及び開渠を含まない通行可能幅員をいう。
- (6) 起点 接続道路の境界線（法第42条第2項に規定する道路（以下、「2項道路」という。）にあつては同項に規定する境界線（以下、「道路後退線」という。））と指定道路の有効幅員の中心線との交点をいう。
- (7) 終点 指定道路の終端部（終端が転回広場の場合は転回広場の終端部）の有効幅員における中心点をいう。
- (8) 延長 起点から終点までの長さをいう。（延長の測定方法は別図2による。）

(土地利用計画)

第4 団地に配置される指定敷地の数は2以上としなければならない。ただし、指定道路の両端が接続道路に接し、指定道路が有効幅員6メートル以上の場合は1以上とすることができる。

2 団地内の全ての指定敷地において建築される予定建築物が法第7条第5項の検査済証

の交付を受けていない場合、又は、道路の位置の指定を受けた日から1年を経過していない場合は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 団地に接する土地の形質を変更する行為（防災又は安全の確保等を目的とした工事は除く。）。
- (2) 当該指定道路を延長する行為。
- (3) 団地に接する土地で、指定道路にのみ接道することとなる土地における建築行為。  
(指定道路の有効幅員等)

第5 指定道路の有効幅員は、4メートル以上としなければならない。

- 2 指定道路内に里道、水路等の公有財産がある場合は、管理者等との協議が完了すれば指定道路の一部とすることができる。
- 3 指定道路内に電柱等の工作物を設けないこと。ただし、指定道路の有効幅員が6メートル以上の場合はこの限りでない。

(接続道路)

第6 指定道路の両端は、接続道路に接しなければならない。

- 2 接続道路が2項道路となる場合は、道路後退線まで後退しなければならない。(別図3による。)

(袋路状道路)

第7 前条の規定にかかわらず、指定道路が次の各号のいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが接続道路に接したものをいう。）とすることができる。

(別図4による。)

- (1) 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあつては、当該袋路状道路が他の接続道路に接するまでの部分の延長を含む。次号において同じ。）が35メートル以下の場合。
- (2) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに指導基準で別に定める転回広場の構造基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合。この場合において、指定道路の終端から15メートル以内に設けられた転回広場は、終端に設けられたものとみなす。
- (3) 有効幅員が6メートル以上の場合。

(すみ切り)

第8 指定道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には、別図5の両側すみ切りの場合に定める長さ以上のすみ切りを設けるものとする。ただし、歩道を有する道路の歩道を切り取る

ことにより、車両の通行及び歩行者の安全上支障がないと認められるときはこの限りでない。

- 2 両側にすみ切りを設けることが困難な箇所、やむを得ず片側すみ切りにせざるを得ない場合は、別図5の片側すみ切りの場合に定める長さ以上のすみ切りを設けるものとする。

(構造)

第9 指定道路の構造基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 舗装は、アスファルトコンクリート舗装であること。
- (2) 縦断勾配は、1.2パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。
- (3) 横断勾配は、1.5パーセントから2パーセントまでとする。
- (4) 指定道路の路盤が、盛土その他軟弱な地盤に設けられた場合は、転圧等を行い強固な地盤とした後に舗装を行うものとする。
- (5) 指定道路とその他の部分に段差が生じる場合は、擁壁等を設置し、安全上支障がないようにすること。
- (6) 指定道路及び指定敷地の排水に必要な道路側溝等の構造基準については、兵庫県小型構造物標準図集に掲載の構造と同等以上の基準によるものとする。

(指定道路の表示)

第10 指定道路とその他の土地との境界線の各折れ点、指定道路の延長の起点及び終点を表示しなければならない。

(公共施設及び公益施設の整備)

第11 指定道路に係る公共施設（上下水道施設等）及び公益施設（ごみ集積施設等）については、団地の規模及び団地周辺の状況等を勘察し、関係機関と協議の上、その指導に基づいて適切に計画するものとする。

(位置の指定を受けた道路の引継)

第12 この基準の規定により位置の指定を受けた道路は市に寄附することができる。

- 2 接続道路が2項道路（市道等の公道に限る。）となる場合は、道路後退部分（既存道路境界線から道路後退線まで整備した部分をいう。）を市に寄附するものとする。

(位置の指定を受けた道路の管理)

第13 位置の指定を受けた道路（前条の規定により市に引き継いだものを除く。）の維持管理は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 位置の指定を受けた道路の管理者は、当該道路を適正な形態に保つようにならなければならない。

(2) 当該道路の権利を移転する場合は、維持管理についても承継するようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

2 高砂市道路位置指定指導基準（平成12年4月1日）は廃止する。

(経過措置)

3 この基準の施行の際、現に道路の位置の指定を受けた道路を市に引き継ぐ場合において、改正前の基準が改正後の基準を下回る場合は、改正後の基準の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

4 平成12年4月1日前に道路の位置の指定を受けた道路を市に引き継ぐ場合については、前項の規定にかかわらず、管理者等との協議によるものとする。

附 則

(施行期日)

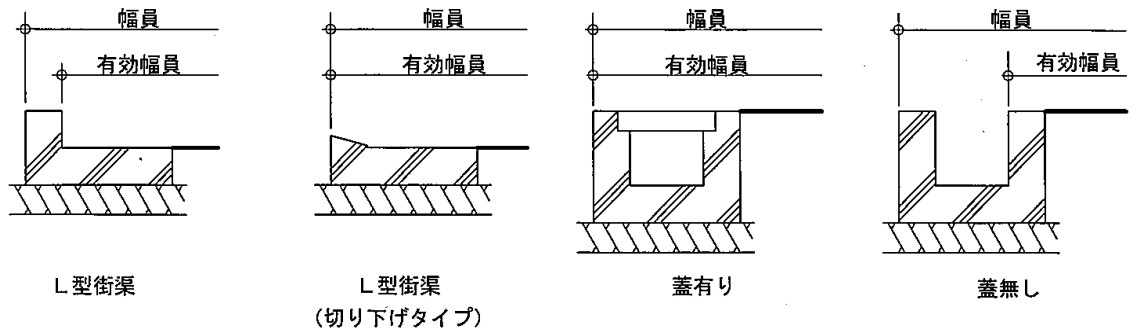
1 この基準は、令和2年6月18日から施行する。

附 則

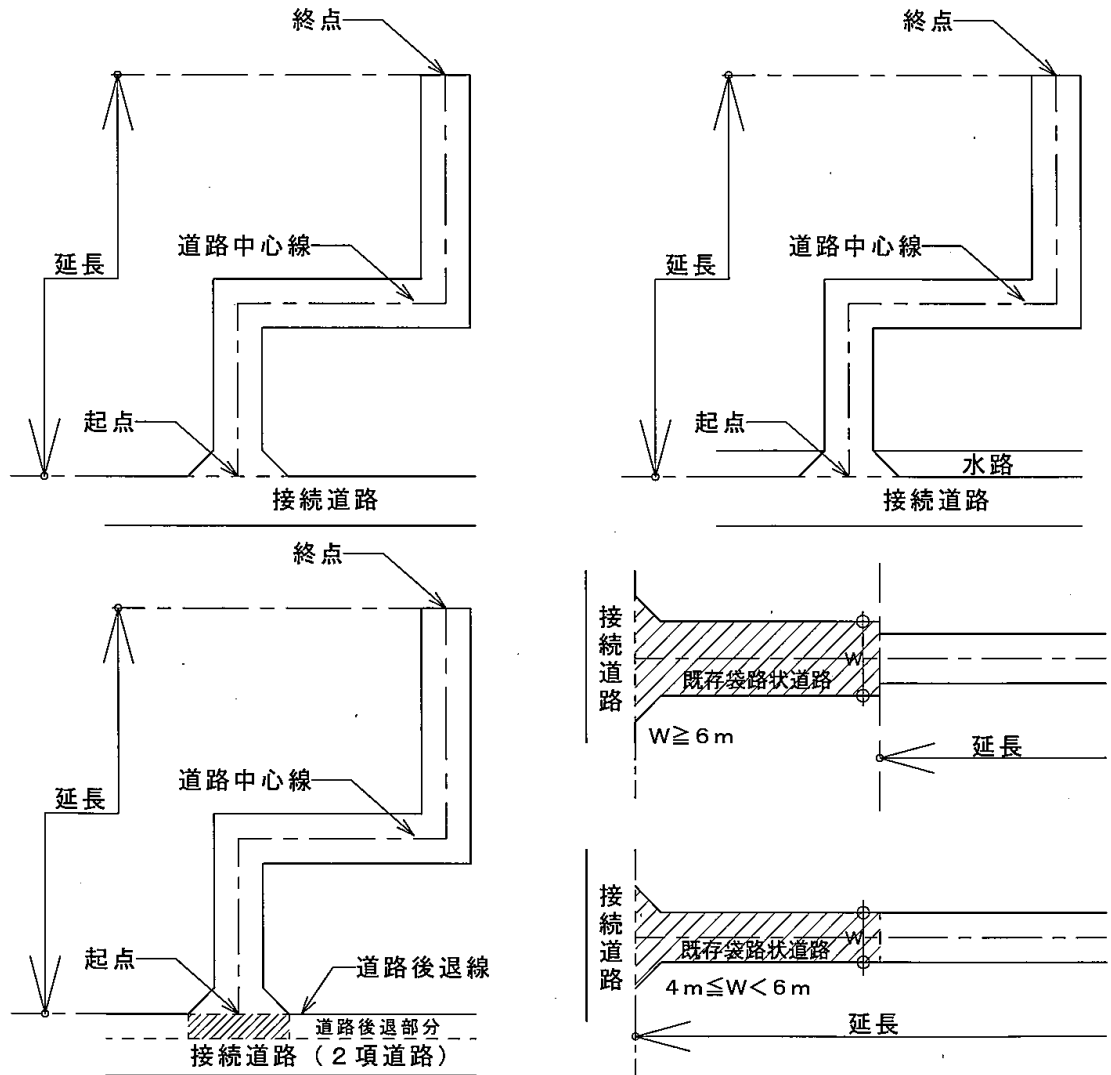
(施行期日)

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

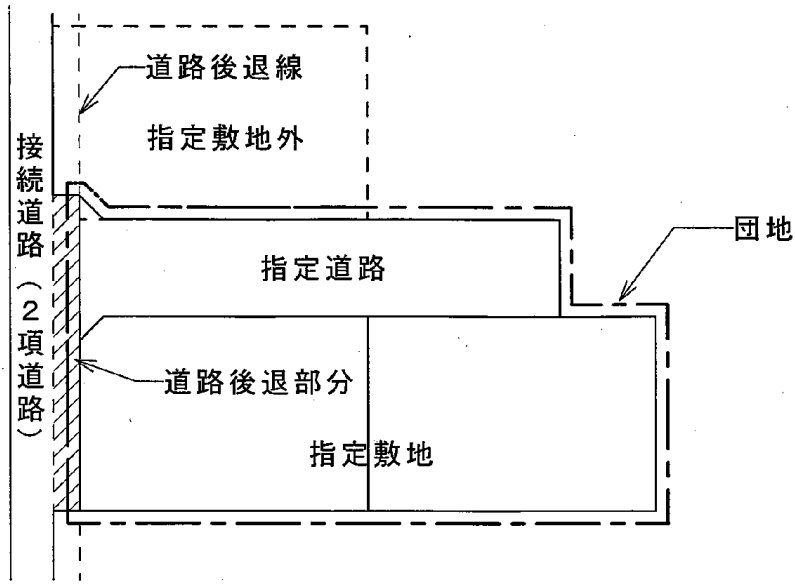
(別図1) 幅員の測定方法



(別図2) 延長の測定方法

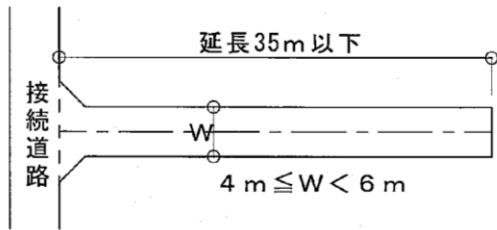


(別図3) 接続道路が2項道路となる場合

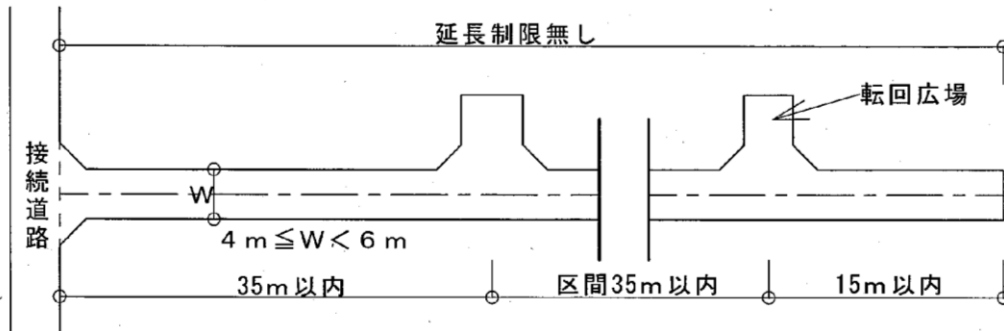


(別図4) 袋路状道路

(1) 延長が35m以下の場合

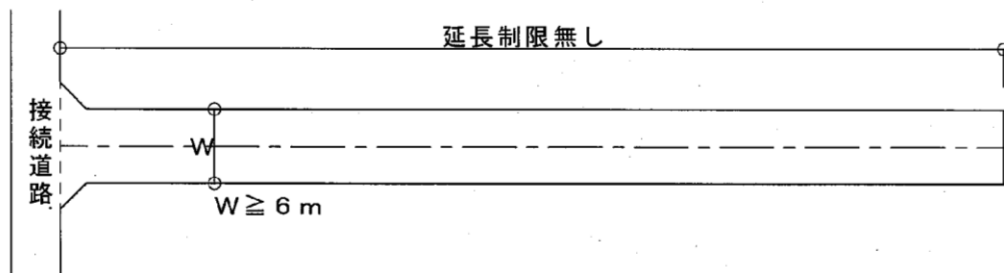


(2) 終端及び区間35メートル以内ごとに転回広場が設けられている場合

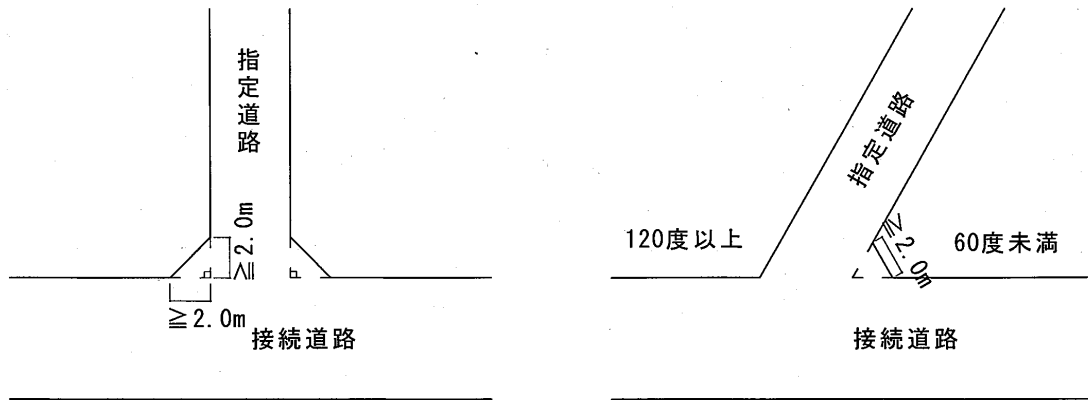


指定道路の終端から15m以内に設けられた  
転回広場は、終端に設けられたものとみなす。

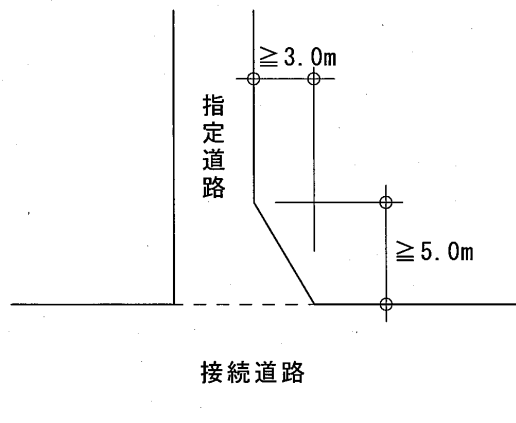
(3) 有効幅員が6m以上の場合



(別図5) すみ切り



(両側すみ切りの場合)



(片側すみ切りの場合)